

## 指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、北星建設株式会社の代表取締役が刑法第222条（脅迫罪）により罰金刑を受けたことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第16号に該当）

北星建設株式会社の代表取締役が、平成29年12月15日に刑法第222条（脅迫罪）により罰金刑を受けたため、指名停止を行うものです。

### 記

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
北星建設株式会社	札幌市白石区北郷2351番地69

#### 2. 指名停止措置期間：令和元年10月29日～令和元年11月28日（1か月）

#### 3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

#### 4. 参考

##### ○指名停止措置要領別表第2第16号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により控訴を起訴され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 笠井 和宏（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 大関 良司（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

